

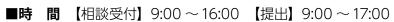
# 畦 佐久税務署 確定申告のお知らせ

問 佐久税務署 ☎ 0267-67-3460

### ◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

- ■会場 佐久税務署 別館2階
- **■期 間** 2/1 (火) ~ 3/15 (火) ※土日及び祝日を除く

※新型コロナウイルス感染症対策として、還付申告相談を2/15 以以前でも受け付けます。 ※贈与税については、2/1 火以降、申告相談を受け付けます。



#### ■その他

- ○確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。
- ○スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。
- ○確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。
- ○入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。
- ○午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

### ◇ご自宅からできる e-Tax・スマホ申告が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、確定申告会場に出向かなくても、マイナン バーカードとICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンで、e-Tax で申告書を提出で きます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、 お早めの取得をお願いします。感染防止の観点からも、ぜひご自宅から e-Tax をご利用ください。

## ~建物所有者、事業所やテナント関係者の皆様へ~ 防火対象物使用開始届の届出をお願いします



### ◇防火対象物使用開始届とは…

新築もしくは既存の建物を消防法上の用途(物販店舗、飲食店、共同住宅、事務所など)で 使用する場合は、「防火対象物使用開始届」を管轄消防署へ、使用開始7日前までに届け出 るよう義務付けられています。これは、市内の建物を誰がどのような用途で使用しているかを 把握するとともに、その建物が防火上に支障がないかを確認するためです。



### ◇もし届出をしなかったら…

届出をせずにテナント入居させてしまった場合、内装工事などが終わったあとやテナント運営開始後に、消防用設備 の設置工事が必要になってしまうかもしれません。特に自動火災報知設備が設置されている建物の場合、テナント内 の間仕切りなどにより、感知器の増設や移設が必要となることが多く、法令に規定する技術基準に適合するよう工事 する必要があります。消防用設備の未設置などがあれば、消防法違反として行政指導や行政処分を受けることになり ます。

### ◇まずは消防署へ事前相談を!

全国的には、未届により、消防用設備等設置違反 に伴う行政指導や行政処分、その後刑事事件に発 展する事案も起きています。テナント入居前に消 防署へ事前に相談をするようにしてください。もし 届出を忘れている場合は、消防署へお問い合わせ ください。

### −事前相談の際には・・・・

- ・テナントが入居する予定の建物の平面図 (テナントが入居する区画が存在する階)
- ・テナントの計画間取り図 などをご用意していただくと、 より具体的な相談が可能となります。

